



2024（令和6）年

豊頃町 地球温暖化対策 実行計画

（事務事業編）

豊頃町

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 気候変動の影響	1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	2
(1) 地球温暖化対策推進法	2
(2) 地球温暖化対策計画	3
(3) 政府実行計画.....	4
(4) ZEB ロードマップ	5
(5) 建築物省エネ法	6
第2章 計画の基本的な事項	7
1. 計画の目的	7
2. 計画期間	7
3. 計画の対象とする範囲.....	7
4. 計画の対象とする温室効果ガス	7
5. 上位計画及び関連計画との位置付け	8
第3章 温室効果ガスの総排出量の現状	9
1. 温室効果ガス排出量の算定方法	9
2. 温室効果ガスの排出状況	9
(1) 基準年度の温室効果ガス排出状況.....	9
(2) 現状年度の温室効果ガス排出状況.....	11
(3) エネルギー起源排出量の比較	12
3. 温室効果ガスの排出量の増減要因	13
第4章 計画の目標	14
1. 目標設定の考え方	14
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	14
第5章 目標達成に向けた取組	15
1. 取組の基本方針	15
2. 具体的な取組内容	15
(1) 施設設備等の運用改善.....	15
(2) 施設設備等の更新.....	15

(3)	環境配慮契約等の推進	16
(4)	再生可能エネルギーの導入	16
(5)	電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入	16
(6)	職員の日常の取組	16
(7)	職員のワークライフバランスの確保	16
(8)	町有林の整備と保全	16

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表 17

1.	推進体制	17
(1)	豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部	17
(2)	豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部事務局	17
2.	点検・評価・見直し体制	18
(1)	毎年のPDCA	18
(2)	見直し予定時期までの期間内におけるPDCA	18
3.	取組結果の公表	18

資料編 19

1.	温室効果ガス排出量算定対象施設一覧	19
2.	地球温暖化係数・温室効果ガス排出係数	20
(1)	地球温暖化係数	20
(2)	温室効果ガス排出係数	21
3.	省エネルギー取組の実践効果の事例	22

第1章 計画策定の背景

1. 気候変動の影響

気候変動問題は、遠い未来の話ではなく、今まさに私たちの生活に大きな影響を与えています。

国内でも、集中豪雨による河川の洪水や土砂災害など自然災害、熱中症などの健康被害の増加は既に各地で確認されています。

世界的にも平均気温が上昇したり、雪や氷が融けたり、海面水位が上昇したりする現象が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表されました。報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、強い台風、集中豪雨、熱波などの異常気象の発生頻度の増加は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。世界各地での気候変動は、サプライチェーンを通じて国内の産業・経済活動にも影響を与えます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。また渇水の頻発や水質悪化など水資源への影響、種の絶滅や生息・生育域が変わるなどの自然生態系への影響、農作物の品質低下や漁獲量の減少など、今後、私たちの身近なところで様々な影響が広がっていくことが懸念されます。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中に、持続可能な開発目標（SDGs）として、17のゴールと169のターゲットが設定され、目標達成に向けて、地球上の誰一人取り残さないことを計画に掲げました。

同年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

(1) 地球温暖化対策推進法

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。地球温暖化対策推進法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第 9 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（略）

(2) 地球温暖化対策計画

我が国は、2020（令和2）年10月には、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌年4月には、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減し、さらに50%に向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画（以下「地球温暖化対策計画」といいます。）の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度の業務部門（事務所ビル、商業施設等の建物）におけるエネルギー起源CO₂排出量を2013（平成25）年度比で51%削減としています。

そして、建築物の省エネルギー化について、「2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030（令和12）年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられています。

なお、ZEBは「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」において「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義されており、4段階のZEBが定性的及び定量的に定義されています（図3）。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

図1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

(3) 政府実行計画

我が国において、2021（令和3）年10月には地球温暖化対策計画と同時に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」といいます。）の改定が行われています。政府実行計画においては、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減に見直しており、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネを図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車・電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再生可能エネルギー電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



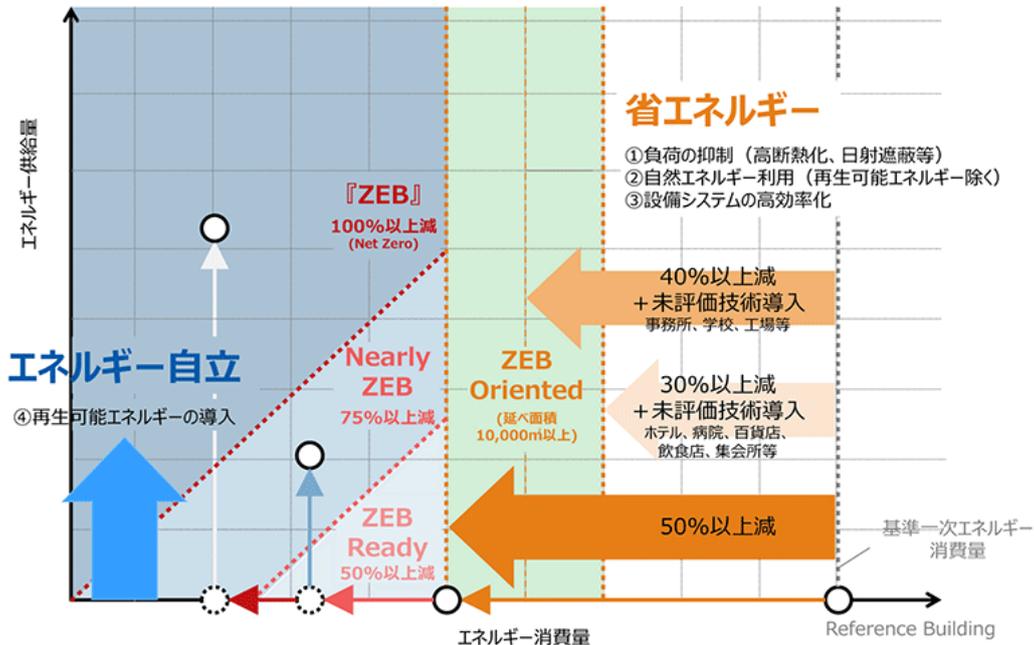
合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：環境省「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」

図 2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な取組内容

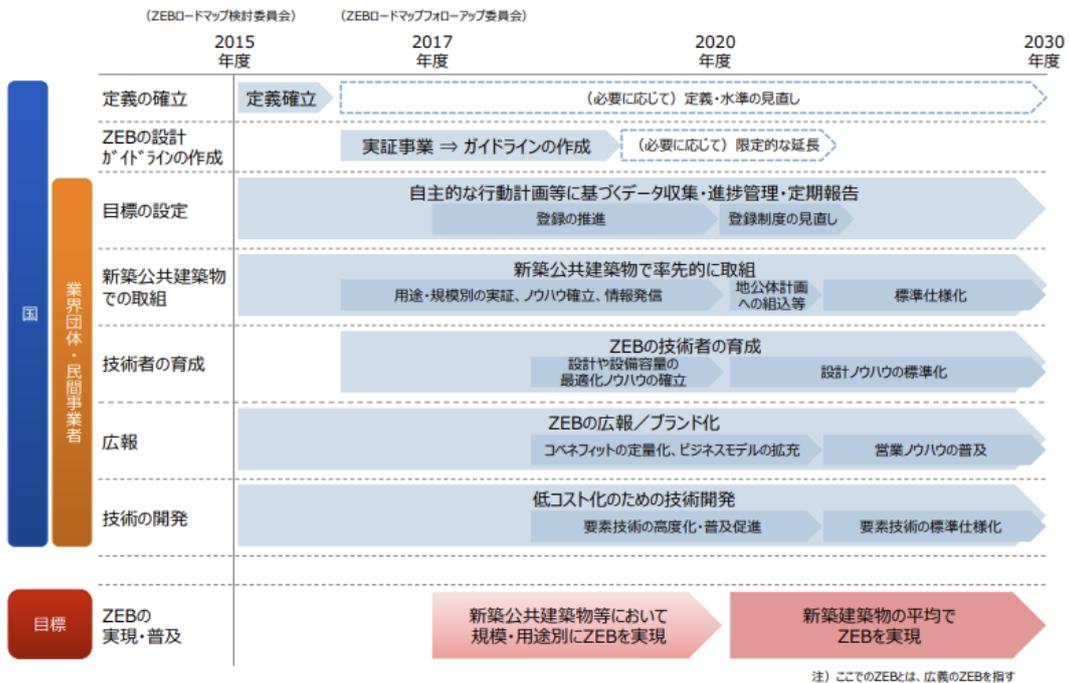
(4) ZEB ロードマップ

我が国において、ZEBの実現・普及に向けた現状と課題、並びにそれに対する対応策の方向性について検討することを目的として、2015（平成27）年4月に「ZEBロードマップ検討会」が設置され、本検討委員会では、同年12月に検討結果をとりまとめた2030（令和12）年度までのロードマップが公表されています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2019（平成31）年3月）

図3 ZEBの定義（イメージ）



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2018（平成30）年5月）

図4 ZEBの実現・普及に向けたロードマップ

(5) 建築物省エネ法

地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけて、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）が 2022（令和 4）年 6 月に改正され、主な変更点は①建築主の性能向上努力義務、②建築士の説明努力義務、③省エネ基準適合義務の対象拡大、④適合性判定の手続き・審査、⑤住宅トップランナー制度の拡充、⑥エネルギー消費性能の表示制度、⑦建築物再生可能エネルギー利用促進区域以下となっています。



図 5 建築主の性能向上努力義務

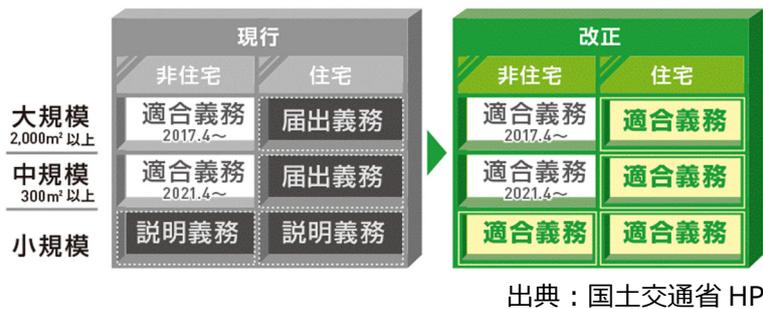
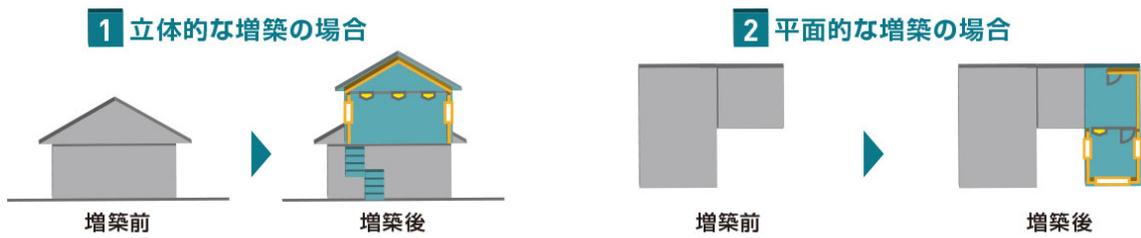


図 6 省エネ基準適合義務の対象拡大（新築の場合）



増築部分の壁、屋根、窓などに、一定の断熱材や窓等を施工することにより、増改築部分の基準適合を求める

増築部分に一定性能以上の設備（空調、照明等）を設置することにより、増改築部分の基準適合を求める

出典：国土交通省 HP

図 7 省エネ基準適合義務の対象拡大（増改築の場合）

第2章 計画の基本的な事項

1. 計画の目的

豊頃町（以下「本町」といいます。）においては、これまでに町・農協・有識者で構成する組織による家畜ふん尿を活用したバイオマス発電の検討、公用車への PHEV の導入、庁舎等の公共施設照明の LED 化、ノーカーデー（通勤で自動車を使用しない日）の実施等の取組を行ってきました。

また、2022（令和 4）年 11 月には、今後の本町におけるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた計画策定や取組を検討する際の資料として活用することを目的に豊頃町二酸化炭素排出量等調査を行っています。

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、本町の事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 計画期間

本計画は、国や道の目標と同様に基準年度を 2013（平成 25）年度とし、2050 年カーボンニュートラルを見据えながら、目標年度を 2030（令和 12）年度と設定します。

計画期間は、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度までの 7 年と定めます。

3. 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とし、委託業務についても本計画の対象範囲とします。

4. 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類のうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項に基づき、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 種類となっています。

本計画の対象とする範囲においては、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）は発生しないため、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 種類とし、これらの発生源は以下に示すものとします。

表 1 本計画の対象とする温室効果ガスの種類と発生源

対象ガス		対象とする発生源
二酸化炭素	CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用
メタン	CH ₄	自動車の走行
一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン	HFC	自動車用エアコンディショナーの使用

5. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」を上位計画として、同じく温暖化対策に関連し本計画と同時期に策定する「豊頃町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、その他まちづくりを含めた各種の関連個別計画及び関連事業と効果的に連携することで環境関連施策による持続可能なまちづくりの推進を目指す計画とします。

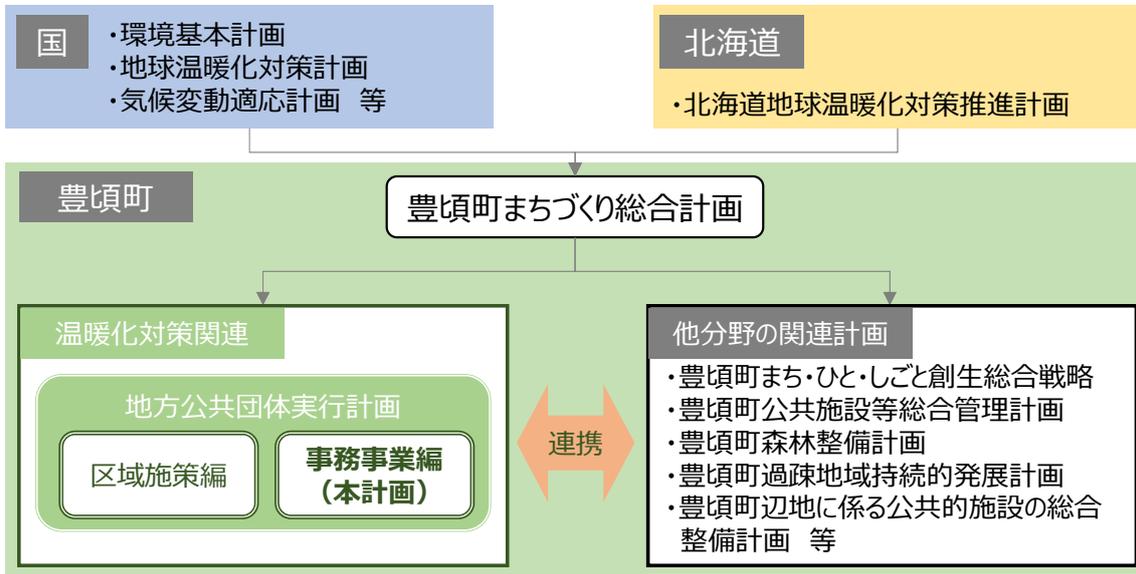


図 8 本計画の位置付け

第3章 温室効果ガスの総排出量の現状

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2023（令和5）年3月）」（以下「マニュアル」といいます。）に示される算定方法を用います。

2. 温室効果ガスの排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）及び計画策定直前年度（2022（令和4）年度）の本計画の対象施設等における温室効果ガスの排出量は次の通りです。

(1) 基準年度の温室効果ガス排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）の排出量は1,827.5t-CO₂/年となっています。

表 2 基準年度（2013（平成25）年度）の二酸化炭素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CO ₂)
燃料の使用	ガソリン	24,680.3 L	57,258.4
	灯油	144,173.5 L	358,992.0
	軽油	30,608.4 L	78,969.6
	A重油	208,911.7 L	566,150.7
	LPG	415.6 kg	1,246.7
	LNG	13.0 kg	35.1
他人から供給された電気の使用	北海道電力株式会社	1,122,452.84 kWh	761,023.0
計			1,823,675.5

表 3 基準年度（2013（平成25）年度）のメタン排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CH ₄)	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	114,321.0 km	1.1
	ガソリン	小型貨物車	23,575.0 km	0.4
		軽貨物車	10,645.0 km	0.1
		普通・小型・軽特種用途車	111,338.5 km	3.9
	ディーゼル (軽油)	バス	48,912.0 km	0.8
		普通貨物車	7,325.0 km	0.1
		小型貨物車	13,799.0 km	0.1
		普通・小型特種用途車	47,986.5 km	0.6
計			7.2	

※四捨五入により、表示上の合計が一致しない場合があります。

表 4 基準年度（2013（平成 25）年度）の一酸化二窒素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-N ₂ O)	
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	114,321.0 km	3.3
	ガソリン	小型貨物車	23,575.0 km	0.6
		軽貨物車	10,645.0 km	0.2
		普通・小型・軽特種用途車	111,338.5 km	3.9
	ディーゼル (軽油)	バス	48,912.0 km	1.2
		普通貨物車	7,325.0 km	0.1
		小型貨物車	13,799.0 km	0.1
		普通・小型特種用途車	47,986.5 km	1.2
計			10.7	

※四捨五入により、表示上の合計が一致しない場合があります。

表 5 基準年度（2013（平成 25）年度）のハイドロフルオロカーボン排出量

項目		活動量	排出量 (kg-HFC)
自動車用エアコンデ ィショナー	使用時	25 台	0.3
計			0.3

温室効果ガスは、その種類により、地球温暖化に対する効果の度合いが異なるため、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの「地球温暖化係数」（参考資料参照）をそれぞれの排出量に乗じて求めた数量を総排出量とします。この地球温暖化係数により算出した温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算排出量）は次のとおりです。

表 6 基準年度（2013（平成 25）年度）の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	排出量 (A)	地球温暖化係数※ (B)	総排出量 (二酸化炭素換算排出量) (C = A × B)
二酸化炭素	1,823,675.5 kg-CO ₂	1	1,823.7 t-CO ₂
メタン	7.2 kg-CH ₄	21	0.2 t-CO ₂
一酸化二窒素	10.7 kg-N ₂ O	310	3.3 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	0.3 kg-HFC	1,300	0.3 t-CO ₂
計			1,827.5 t-CO ₂

※地球温暖化係数は 2013（平成 25）年度における数値を使用

(2) 現状年度の温室効果ガス排出状況

現状年度（2022（令和4）年度）の排出量は1,898.2t-CO₂/年となっています。

表 7 現状年度（2022（令和4）年度）の二酸化炭素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CO ₂)
燃料の使用	ガソリン	27,283.3 L	63,297.2
	灯油	160,858.4 L	400,537.5
	軽油	30,607.5 L	78,967.4
	A重油	216,473.9 L	586,644.3
	LPG	68.7 kg	206.0
	LNG	8.0 kg	21.6
他人から供給された電気の使用	北海道電力株式会社	1,433,831.95 kWh	764,232.4
計			1,893,906.4

表 8 現状年度（2022（令和4）年度）のメタン排出量

項目			活動量	排出量 (kg-CH ₄)
自動車の走行	ガソリン ・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	189,074.0 km	1.9
		ガソリン	軽乗用車	2,956.0 km
	小型貨物車		20,546.0 km	0.3
	軽貨物車		17,843.0 km	0.2
	普通・小型・軽特種用途車		78,009.0 km	2.7
	ディーゼル (軽油)	普通・小型乗用車 (定員 10名以下)	999.0 km	0.0
		バス	46,022.0 km	0.8
		普通貨物車	7,325.0 km	0.1
		小型貨物車	11,300.0 km	0.1
		普通・小型特種用途車	60,025.0 km	0.8
	計			

表 9 現状年度（2022（令和4）年度）の一酸化二窒素排出量

項目			活動量	排出量 (kg-N ₂ O)
自動車の走行	ガソリン ・LPG	普通・小型乗用車 (定員10名以下)	189,074.0 km	5.5
		ガソリン	軽乗用車	2,956.0 km
	小型貨物車		20,546.0 km	0.5
	軽貨物車		17,843.0 km	0.4
	普通・小型・軽特種用途車		78,009.0 km	2.7
	ディーゼル (軽油)	普通・小型乗用車 (定員 10名以下)	999.0 km	0.0
		バス	46,022.0 km	1.2
		普通貨物車	7,325.0 km	0.1
		小型貨物車	11,300.0 km	0.1
		普通・小型特種用途車	60,025.0 km	1.5
	計			

表 10 現状年度（2022（令和 4）年度）のハイドロフルオロカーボン排出量

項目		活動量	排出量 (kg-HFC)
自動車用エアコンデ イショナー	使用時	38 台	0.4
計			0.4

2022（令和 4）年度における地球温暖化係数により算出した温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算排出量）は次のとおりです。

表 11 現状年度（2022（令和 4）年度）の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	排出量 (A)	地球温暖化係数※ (B)	総排出量 (二酸化炭素換算排出量) (C = A × B)
二酸化炭素	1,893,906.4 t-CO ₂	1	1,893.9 t-CO ₂
メタン	6.9 t-CH ₄	25	0.2 t-CO ₂
一酸化二窒素	12.1 t-N ₂ O	298	3.6 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	0.4 t-HFC	1,430	0.5 t-CO ₂
計			1,898.2 t-CO ₂

※地球温暖化係数は 2022（令和 4）年度における数値を使用

(3) エネルギー起源排出量の比較

また、エネルギー起源（燃料・電気等の使用）二酸化炭素排出量について、2013（平成 25）年度と 2022（令和 4）年度を比較すると、エネルギー種別の排出量割合はほぼ同じ傾向となっています。

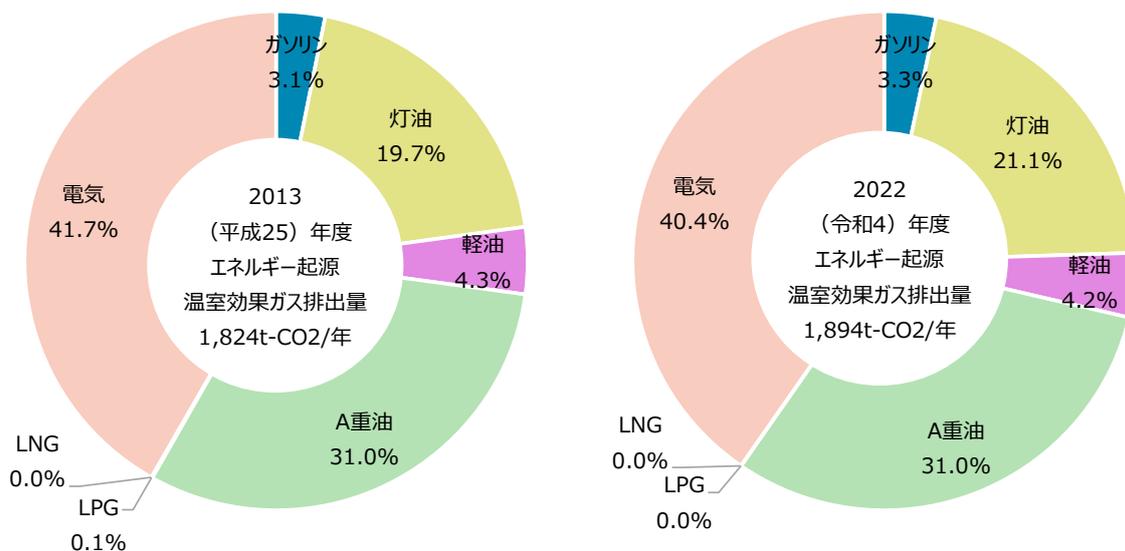


図 9 2013（平成 25）年度と 2022（令和 4）年度におけるエネルギー種別二酸化炭素排出量割合

3. 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業における 2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量は、1,898.2t-CO₂/年であり、2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量 1,827.5t-CO₂/年と比較すると 3.9%増加しています。

温室効果ガスの排出量の主な増加要因としては『2018（平成 30）年度 4 月に『まちなか活性化拠点施設「ココロテラス」』の供用開始によるエネルギー使用量の増加が考えられます。

なお、排出要因別にみると、温室効果ガスの排出量の減少要因もあり、電気事業者の排出係数の減少（表 12 より、使用量の増加率と比較して温室効果ガス排出量の増加率は低くなっています。）や牛の飼養頭数の減少が考えられます。

表 12 電気使用量と電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の比較

	2013 (平成 25) 年度	2022 (令和 4) 年度	増減率
電気使用量 (kWh/年)	1,122,452.8	1,433,832.0	+27.7%
北海道電力株式会社における 電気排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.678	0.533	-21.4%
電気の使用に伴う 温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	761,023.0	764,232.4	+0.4%

第4章 計画の目標

1. 目標設定の考え方

国は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて51%削減するものとしています。

また、政府実行計画において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減としています。

これらを踏まえて、本計画における温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度までの**50%削減**を念頭に置き計画設定します。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度（2013（平成25）年度）の温室効果ガス排出量は、1,827.5t-CO₂であることから2030（令和12）年度までに50%削減するためには、基準年度から913.7t-CO₂の削減が必要となり、毎年の削減率に換算すると2.9%の削減が必要となります。

また、2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量1,898.2t-CO₂からの削減率に換算すると51.9%、さらに毎年の削減率に換算すると6.5%の削減が必要となります。



図 10 温室効果ガス排出量の削減目標（基準－現状－目標）

第5章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2. 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 13 に示された取組が示されています。本町においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 13 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

(1) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器等の定期的なメンテナンスにより機器効率の低下を防ぎます。
- 既存のスクールバス・患者輸送車・コミバスなどを総合的に運用することを検討し、地域の公共交通の利便性を向上します。

(2) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 公共施設や街路灯・防犯灯など、照明の LED 化を進めます。
- 公共施設は、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討して、維持管理・更新を行います。

(3) 環境配慮契約等の推進

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を検討・促進します。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 再生可能エネルギーを公共施設等へ率先的に導入します。
- 拠点となる公共施設とそれをつなぐネットワークを整備して、地域内でのエネルギーの地産地消を進め、災害時の自立的な電源の確保を図ります。

(5) 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、電気自動車などエコカーの導入を検討します。

(6) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ごみ減量に向けた取組を促進します。
- ペーパーレス化、食品ロスの削減や生ごみの資源化、適切な分別などに取り組めます。
- ノーカーデー（通勤で自動車を使用しない日）を実施します。

(7) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁（ノー残業デー）の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

(8) 町有林の整備と保全

健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上に努めます。

- 適切な森林整備により豊かな森林資源を維持管理し、森林吸収源の確保と拡大を図ります。
- 森林保全等の貢献に向けてカーボン・オフセットクレジット活用の検討を進めます。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

豊頃町事務事業編を推進するために、町長を本部長とする「豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部」において、取組を着実に推進します。

(1) 豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副委員長とし、庁議構成員（課長級）で構成します。豊頃町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 豊頃町ゼロカーボンシティ推進本部事務局

企画課を事務局とし、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

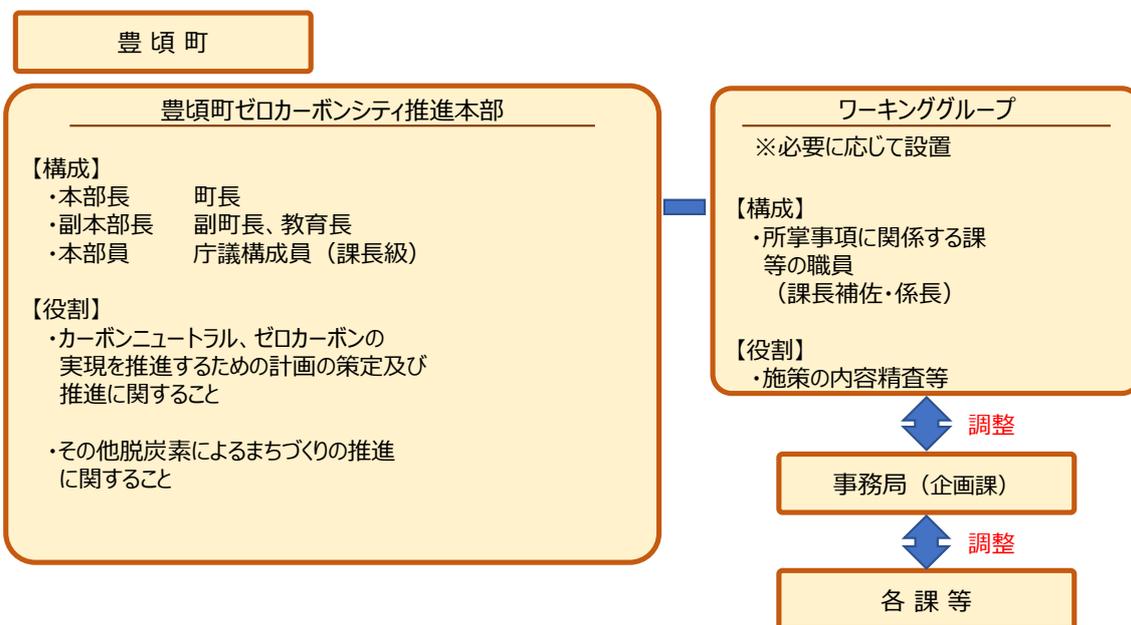


図 11 推進体制

2. 点検・評価・見直し体制

豊頃町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、豊頃町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

(1) 毎年のPDCA

豊頃町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026（令和8）年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027（令和9）年度に豊頃町事務事業編の改定を行います。

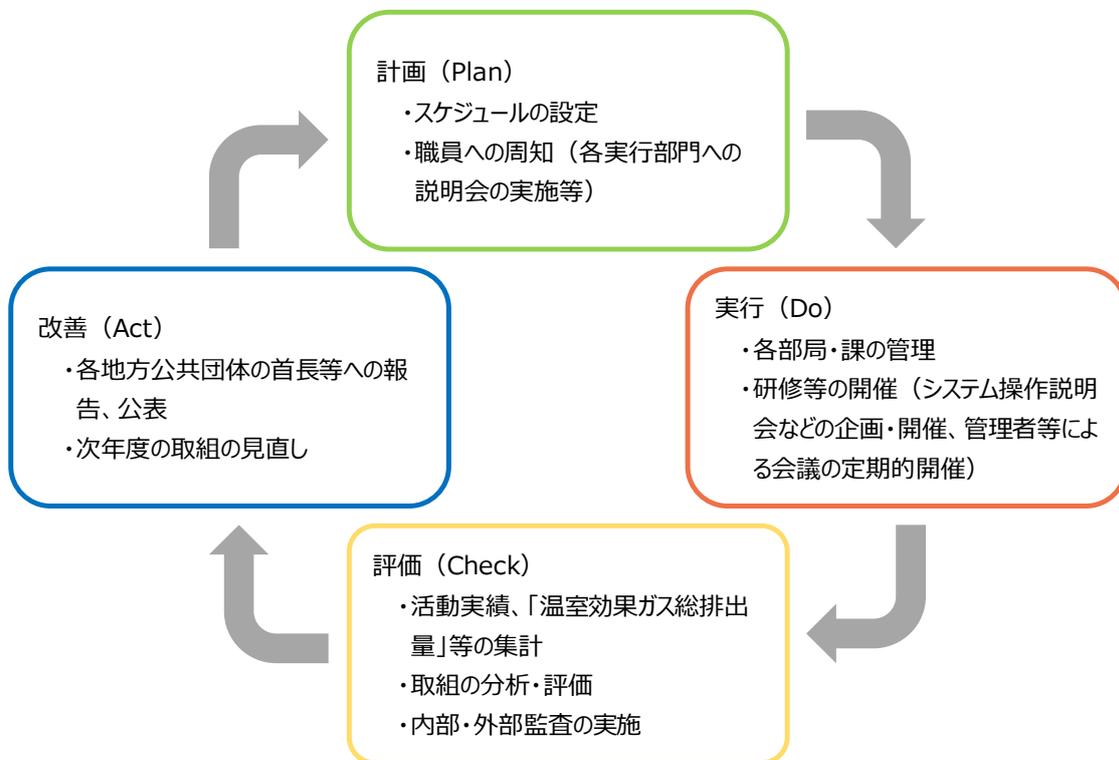


図 12 事務事業編の1年サイクルのPDCA

3. 取組結果の公表

豊頃町事務事業編の進捗状況は、本町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

資料編

1. 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧

表 14 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧（2022（令和4）年度）（1）

No.	施設名称	担当課	No.	施設名称	担当課
1	役場庁舎	総務課	37	佐々田沼公園給水場兼トイレ	施設課
2	十勝ロイヤルホテル	企画課	38	豊頃地域コミュニティセンター	施設課
3	とよころ物産直売所	企画課	39	大津地域コミュニティセンター	施設課
4	産業活性化施設	企画課	40	中央区コミュニティセンター	施設課
5	まちなか活性化拠点施設「ココロテラス」	企画課	41	礼文内地域コミュニティセンター	施設課
6	ジュエリーハウス	企画課	42	統内生活改善センター	施設課
7	長節湖キャンプ場管理施設「いんかるし～長節」	企画課	43	農野牛老人憩の家	施設課
8	はるにれ友遊館	企画課	44	平和近隣センター	施設課
9	総合体育館	教育課	45	未広近隣センター	施設課
10	町営スケートセンター	教育課	46	アメニティホール	施設課
11	町民プール	教育課	47	湧洞酪農センター	施設課
12	える夢館	教育課	48	長節酪農センター	施設課
13	豊頃小学校	教育課	49	長節酪農センター資材保管庫	施設課
14	大津小学校	教育課	50	旅来酪農センター	施設課
15	豊頃中学校	教育課	51	上幌岡農作業管理休養施設	施設課
16	二宮報徳館（旧二宮小学校校舎）	教育課	52	下幌岡農作業管理休養施設	施設課
17	とかち広域消防事務組合豊頃消防署	消防署	53	十弗農業センター	施設課
18	農業農村サポート研修施設	産業課	54	豊頃農作業管理休養施設	施設課
19	二宮公共牧場事務所	産業課	55	二宮西区農作業管理休養施設	施設課
20	湧洞公共牧場事務所	産業課	56	二宮東区農作業管理休養施設	施設課
21	トイトッキ公共牧場事務所	産業課	57	二宮構造改善センター	施設課
22	はるにれ休憩所	施設課	58	十弗西区農作業管理休養施設	施設課
23	さくら休憩所	施設課	59	牛首別農作業管理休養施設	施設課
24	森林公園管理棟	施設課	60	統内農作業管理休養施設	施設課
25	森林公園炊事兼焼肉ハウス	施設課	61	茂岩南区集会施設（旧背負会館）	施設課
26	焼肉ハウス（パーゴラB棟）	施設課	62	礼作別研修センター	施設課
27	焼肉ハウス（パーゴラC棟）	施設課	63	木工芸館	施設課
28	森林公園バンガローA棟	施設課	64	木工芸館資材保管庫	施設課
29	森林公園バンガローB棟	施設課	65	長節浄水場	施設課
30	森林公園バンガローC棟	施設課	66	二宮浄水場	施設課
31	森林公園炊事場	施設課	67	茂岩下水浄化センター	施設課
32	森林公園内トイレ（北側）	施設課	68	公用車庫（建設課車両センター）	消防署
33	森林公園トイレ（南側）	施設課	69	十弗消防会館	消防署
34	茂岩山グリーンハウス	施設課	70	大津分遣所	消防署
35	茂岩山パークゴルフ場内トイレ	施設課	71	豊頃分遣所	消防署
36	佐々田沼公園焼肉ハウス	施設課	72	役場庁舎・える夢館渡り廊下	総務課

表 15 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧（2022（令和4）年度）（2）

No.	施設名称	担当課	No.	施設名称	担当課
73	役場大津支所	総務課	83	歯科診療所	福祉課
74	二宮簡易郵便局	総務課	84	こどもプラザとよころ	福祉課
75	十弗簡易郵便局	総務課	85	大津保育所	福祉課
76	防災倉庫	総務課	86	高齢者健康増進センター	福祉課
77	公用車車庫	総務課	87	リサイクルストックヤード	住民課
78	福祉センター事務所	福祉課	88	葬斎場	住民課
79	福祉活動拠点施設	福祉課	89	信金横公衆便所	住民課
80	保健センター	福祉課	90	新和町バス待合所兼トイレ	住民課
81	町立豊頃医院	福祉課	91	大津漁港公衆トイレ	住民課
82	町立大津診療所	福祉課			

2. 地球温暖化係数・温室効果ガス排出係数

(1) 地球温暖化係数

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年3月31日政令第135号）」により、2015（平成27）年4月1日以降の地球温暖化係数は変更されています。

表 16 本計画において対象としている温室効果ガスの地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数	
		改正前 （～2015 （平成27）年 3月31日）	改正後 （2015 （平成27）年 4月1日～）
二酸化炭素	CO ₂	1	1
メタン	CH ₄	21	25
一酸化二窒素	N ₂ O	310	298
ハイドロフルオロカーボン※	HFC	1,300	1,430

※ハイドロフルオロカーボンの係数については、本計画において「カーエアコンの使用」を対象としているため、カーエアコンに封入されている種類として代表的な「HFC-134a」の係数を示しています。

(2) 温室効果ガス排出係数

表 17 本計画において対象としている温室効果ガス排出量に係る排出係数

温室効果 ガスの種類	排出活動の区分		活動量		排出係数			
			種類	単位	係数	単位		
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン		使用量	L	2.32	kg-CO ₂ /L	
		軽油			L	2.58	kg-CO ₂ /L	
		灯油			L	2.49	kg-CO ₂ /L	
		A重油			L	2.71	kg-CO ₂ /L	
		LPG			kg	3.00	kg-CO ₂ /kg	
		LNG			kg	2.70	kg-CO ₂ /kg	
メタン	自動車の走行	ガソリン ・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)		走行距離	km	0.000010	kg-CH ₄ /km
			ガソリン	軽乗用車			0.000010	kg-CH ₄ /km
		小型貨物車		0.000015			kg-CH ₄ /km	
		軽貨物車		0.000011			kg-CH ₄ /km	
		特殊用途車		0.000035			kg-CH ₄ /km	
		軽油 (ディー ゼル)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)				0.000002	kg-CH ₄ /km
			普通・小型乗用車 (定員 11 名以上) (バス)				0.000017	kg-CH ₄ /km
			普通貨物車				0.000015	kg-CH ₄ /km
			小型貨物車				0.0000076	kg-CH ₄ /km
		特殊用途車		0.000013			kg-CH ₄ /km	
一酸化二窒素	自動車の走行	ガソリン ・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)		走行距離	km	0.000029	kg-N ₂ O/km
			ガソリン	軽乗用車			0.000022	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車		0.000026			kg-N ₂ O/km	
		軽貨物車		0.000022			kg-N ₂ O/km	
		特殊用途車		0.000035			kg-N ₂ O/km	
		軽油 (ディー ゼル)	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)				0.000007	kg-N ₂ O/km
			普通・小型乗用車 (定員 11 名以上) (バス)				0.000025	kg-N ₂ O/km
			普通貨物車				0.000014	kg-N ₂ O/km
			小型貨物車				0.000009	kg-N ₂ O/km
		特殊用途車		0.000025			kg-N ₂ O/km	
ハイドロフルオロ カーボン	カーエアコンの使用		年間使用台数	台	0.010	kg-HFC/台		

電気の使用に伴う排出係数は電気供給者毎及び年度毎に異なります。

表 18 電気事業者別排出係数（基礎排出係数）

単位：kg-CO₂/kWh

電気事業者名	2013（平成 25）年度	2022（令和 4）年度
北海道電力株式会社	0.678	0.533

3. 省エネルギー取組の実践効果の事例

表 19 省エネルギー取組の実践効果の事例

エネルギー種	取組内容	削減効果	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂ /年)
電気	照明器具（白熱電球 1 個）の LED への交換	1 個当たり年間 90.00kWh	49.4
	使用時間を 1 日 1 時間削減（白熱電球の場合）	1 個当たり年間 19.71kWh	10.8
	パソコンの使用時間を 1 日 1 時間削減（デスクトップの場合）	1 台当たり年間 31.95kWh	17.5
	パソコンのモニターの電源 OFF をシステムスタンバイに変更（デスクトップの場合）	1 台当たり年間 12.57kWh	6.9
	エアコンの冷房設定温度を 1℃上げた場合	1 台当たり年間 30.24kWh	16.6
	エアコンの暖房設定温度を 1℃下げた場合	1 台当たり年間 53.08kWh	29.1
	電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜く	1 台当たり年間 107.45kWh	59.0
	温水洗浄便座の設定温度を中から弱に下げた場合	1 基当たり年間 26.40kWh	14.5
灯油	FF 式石油ストーブの設定温度を 2℃下げた場合	1 台当たり年間 35.5L	88.4
	FF 式石油ストーブの運転時間を 1 日 1 時間削減	1 台当たり年間 9.8L	24.4
ガソリン	ふんわりアクセル「e スタート」	1 台当たり年間 83.57L	193.9
	加減速の少ない運転	1 台当たり年間 29.29L	68.0
	早めのアクセルオフ	1 台当たり年間 18.09L	42.0
	アイドリングストップ	1 台当たり年間 17.33L	40.2

出典：北海道経済部 HP「北海道の節電・省エネルギーフレット（夏版）」、経済産業省北海道経済産業局 HP「実践！おうちで省エネ（2023 年度版）」を基に加筆・修正